

# 公立図書館の教育委員会所管に関わる成立過程

松本直樹（慶應義塾大学）

matsumoton@keio.jp

## 背景

2018年6月、中央教育審議会生涯学習分科会は「公立社会教育施設の所管の在り方等に関するワーキンググループは「論点整理」で特例により公立図書館を**首長部局で所管することを認める**方向性を示した<sup>1)</sup>。このことについては、その**必要性について疑念**が示されている。その主なものは、制度変更事由の曖昧性、政治的中立性・安定性への危惧などである<sup>2)</sup> <sup>3)</sup>。

## 研究目的

公立図書館が教育委員会所管となった経緯は、図書館法成立過程の文献で限定的に触れているのみで、十分明らかにされていない。本研究では戦後直後、関連する制度構築が並行する中で、図書館が**教育委員会所管になった経緯を歴史的に明らかにする**。

## 方法

1940年代後半から図書館法成立までの教育委員会制度成立に関わる**文献を調査**して明らかにする。

## 調査結果

### 1946年3月：第一次米国教育使節団「米国教育使節団報告書」

文部省の権限の削減、直接公選による教育行政機関創設などが提起される。しかし図書館と教育行政機関（教育委員会）との関係は**明確ではない**。

「文部省は公立図書館事務の監理者を置き、その職務は全国の図書館を援助して、図書目録や書籍解題書を刊行したり、図書館管理事項について助言を与へたりすることになる<sup>4)</sup>」

### 1946年12月：教育刷新委員会「第1回建議」

「各級学校教育の間及び学校教育と社会教育の間の緊密化」<sup>5)</sup>

教育委員会が社会教育を所管する方向性が示された。しかし、この時点では**図書館が社会教育に包摂されるかは明確ではなかった**。（教育委員会法立法当時の政府答弁）<sup>6)</sup>

### 1948年1月：教育刷新委員会第七特別委員会

司令部は図書館について教育委員会と別個に図書館委員会を設置することを主張。文部省としては**直接選挙の行政委員会を複数設置することは問題と認識**。教育委員会所管にしたいが意見の隔たりが大きいと述べている<sup>7)</sup>。この時点でも、**図書館の所管のあり方は明確になっていない**。

### 1948年3月：図書館法案

**教育委員会を前提にした法律案に変化<sup>8)</sup>**。館界は公選とした場合の投票率の問題、自主性が損なわれることを危惧<sup>9)</sup>。文部省は教育委員会に所管させる方向性を示しつつ、**図書館協議会**を図書館委員会の代替的機関として妥協的に位置づける<sup>10)</sup>。

### 1948年7月：教育委員会法成立

戦後教育改革の三原則である地方分権、民衆統制、一般行政からの独立が特徴。一般行政からの独立は重視されたが、政治的中立性は必ずしも重視されていたわけでない。文部省は**図書館を「文化」に含め教育委員会所管に**。

### 1949年6月：社会教育法成立

五条および六条で市町村および都道府県教育委員会の事務に図書館等の設置及び管理が包含。これにより図書館を社会教育法上、**社会教育の事務に位置づけた**。公民館運営審議会の委員は教育委員会の委嘱とされ、館長の諮問機関と規定された<sup>11)</sup>。

### 1950年4月：図書館法成立

1950年、図書館法成立。同法は**教育委員会が図書館を所管することを前提**としたものであるとともに、図書館施設の設置及び管理が社会教育に包含されることを確認。

## 考察

戦後、図書館関係者は、専門技術性を持った図書館の政策共同体を構想した。また、GHQ/CIEの方針は変化しているが当初は図書館関係者と共通したものを、その後は一種の民衆統制による行政委員会を指向した。また、文部省は地方分権を重視しつつも、公選行政委員会乱立を避ける観点から、最終的に教育委員会・図書館協議会の組み合わせによるガバナンスを志向した。この間、政治的中立性、継続性・安定性は重要な論点ではなかった。当時、まずはガバナンスの制度化が優先されたといえよう。

## 引用文献

- 1) 中央教育審議会生涯学習分科会。公立社会教育施設の所管の在り方等に関する生涯学習分科会における審議のまとめ、2018-08-23。
- 2) 松岡要。長部局所管への動きと「地域の課題解決」を考える図書館はなぜ教育委員会が所管するのか、出版ニュース、No. 2483、p. 4-10、2018。
- 3) 鎌水三千男。図書館のあり方を考える上で教育委員会の所管が必要である社会教育施設を知事部局に移管することへの疑問、出版ニュース、No. 2489、p. 13-19、2018。
- 4) United States. Education Mission to Japan, 文部省。戦後教育改革構想1 期米国教育使節団報告書：第一次・第二次。日本現代教育基本文庫叢書、No. 1。日本図書センター、[復刻]、p. 28-30、2000。
- 5) 教育刷新審議会、文部省調査普及局。戦後教育改革構想1 期教育刷新審議会要覧、日本現代教育基本文庫叢書、No. 4。日本図書センター、[復刻]、p. 29-30、2000。
- 6) 1948年6月23日第2回衆議院文教委員会会議録15号、p. 7。辻田政府委員答弁。教育刷新審議会第3特別委員会でも議論されている。国立教育研究所日本近代教育史料研究会。第二特別委員会、第四特別委員会、教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第7巻。岩波書店、p. 90、1997。
- 7) 国立教育研究所日本近代教育史料研究会。第七特別委員会、第八特別委員会。教育刷新委員会教育刷新審議会会議録第9巻。岩波書店、p. 65、1997。
- 8) 裏田武夫、小川剛。図書館法成立史資料、日本図書館協会、1968、473p。
- 9) 公共図書館法制定の意見書（近畿及九州）。図書館雑誌、Vol. 42、No. 3、p. 222-223、1948。
- 10) 図書館大会記録。図書館雑誌、Vol. 42、No. 3、p. 216、1948。
- 11) 吉田昇。日本社会教育学会。社会教育法の成立と展開。日本の社会教育 / 日本社会教育学会編、第15集。東洋館出版社、p. 114、1971。